

(公印省略)

障 福 第 3 2 3 9 号

平成 2 9 年 3 月 1 日

各法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

指定生活介護事業所における医師配置について

本県の障がい福祉施策の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件については、指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日大分県条例第 62 号）により、『利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数』の医師を配置することになっております。

その中で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）等により、『指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応する事が可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位を減算するものであること』となっております。

指定生活介護事業所が医師を配置する場合、どの程度の勤務実態をもって、医師の配置として判断できるかという基準が不明確な状況であります。

つきましては、本県における当該事業所の「医師の配置」の基準については、下記のとおり取り扱うことといたしますので、各事業所においてご確認をお願いいたします。

記

1 医師配置

医師が健康管理や相談、基本的診療等のために指定生活介護事業所に毎月 1 回以上の勤務を行っていること。

2 医師未配置と判断される具体例

- ① 健康診断のために医師がいる医療機関へ利用者を連れて行く
- ② 医師がいる医療機関の看護師による毎月の健康チェックを行う

2 報酬算定に関する経過措置

医師未配置にもかかわらず、医師未配置減算の適用を受けていない指定生活介護事業所について、平成29年3月31日までの間、所定単位を減算することなく報酬算定を行うことを認めるものとします。

なお、平成29年4月1日以降医師が未配置であれば、所定単位を減算することとなりますので、介護給付費等の請求に関する事項に係る変更届出書の提出をお願いいたします。

自立支援班 担当：中川

電話 097-506-2731

FAX 097-506-1740